

会員選任制度検討分科会（第8回）議事要旨

1. 日 時：令和8年8月17日（水） 10：00～11：20
2. 場 所：オンライン開催
3. 出席者：日比谷 潤子委員長、宇山 智彦委員、山田 八千子委員、山口 香委員、
市川 温子委員

4. 議事次第

（1）分科会の検討事項について

5. 配布資料

- ・資料1 今後の会員・連携会員の選任について（案）
- ・資料2 会員選任関係のご意見抜粋
- ・参考資料 経済安全保障推進法における特定重要技術について

6. 議事概要

先日の臨時総会及び意見交換会において、分科会が作成した申し送り案に対し多くの意見が寄せられたことを踏まえ、申し送り案の修正方針を検討した。

（外国籍の研究者が会員候補者となる要件④について）

- ・安全保障の記述について、日本国籍の会員の思想調査や研究内容への制限を行うような考えは全く持たずに議論してきたが、起草者にその意図がなくても、文言上の誤解を招いてしまったため、書きぶりの工夫が必要。
- ・安全保障への配慮自体は重要だが、会員の選考基準として位置づけるのは問題があった。外国籍だから安全保障上危険という根拠がないため、必要な場合も会員選考とは切り離して検討すべき。
- ・経済安全保障については大学では政府から要請を受けて対応しているが、学術会議が自ら積極的に対応する必要はないという意見があった。一方で、やはり経済安全保障は重要な観点なので、国民の理解を考えた時、全く触れないのも問題がある。
- ・会員選考要件ではなく、就任時の遵守事項として扱う方が適切ではないか。
- ・学術会議の活動目的や日本の法令については、知らなかったということがないよう、特に外国籍会員には明示的な説明が必要ではないか。
- ・経済安全保障も含む日本の法律について、十分な理解と遵守を求めるということにしてはどうか。
- ・外国籍の方に限らず、日本国籍の会員にも法令遵守は求めるべき。

→議論の結果、現行の要件④は削除し、会員就任時に学術活動に関連する法令遵守を求めることを申し送ることとなった。

(外国籍の研究者が会員候補者となる要件①について)

- ・総会で出た意見は、「対面での活動に支障がないこと」の要件について、海外在住の日本国籍の会員もいる中、外国籍の会員にのみ対面を求めるのはどうなのか、という趣旨であった。
- ・海外在住の現会員がリモートで活動に参加できているのなら、「対面」を取って単に「活動に支障がないこと」としてもよいのではないか。
- ・総会是对面を原則としていることを考えると、原則対面として、例外もあり得るといった表現にしてはどうか。
- ・リモートの会議は日本時間で行うことを承諾してもらった方がいい。

→議論の結果、対面は原則（例外あり）と読めるよう記載振りを修正することとした。

以 上